

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主や取引先等のステークホルダーの信頼と期待に応え、社会への貢献と社会的責任を果たす持続企業であり続けるために、法令遵守の徹底、適正な利益の追求、経営の透明性と健全性を高め、社会的信頼を持続していくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針とし、絶えず経営管理体制や組織と仕組みの改善に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレート・ガバナンスコードの5つの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
津川 善夫	1,144,800	36.96
株式会社正英	358,800	11.54
小田原機器社員持株会	206,678	6.64
馬場 稔正	72,700	2.33
川嶋 良久	46,000	1.48
上坂 徹太郎	40,000	1.28
津川 直樹	30,200	0.97
小幡 正行	30,000	0.96
佐藤 誠	30,000	0.96
入山 圭司	27,700	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
市川 公雄	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 公雄	○	市川公雄氏は株式会社横浜銀行の出身であり、当社は同行と金銭貸借等の取引関係がありますが、同氏が同行の業務執行者を退任してから5年以上が経過しております。 また、同氏は株式会社アイネットの取締役であったことがあり、当社は同社とソフトウェア開発に関する取引がありますが、その年間取引額は過去3事業年度において同社の連結売上高に占める割合の2%以下であります。	金融機関での長年の勤務経験に加え、株式会社アイネットの取締役副社長として、経営者としての経験を有しております。同氏の経営者としての経験及びシステム開発企業での識見を活かすことで、当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性向上、ひいては当社グループの企業価値の向上を図るため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明

当社では透明性の高い取締役報酬の決定プロセスを目的として、任意の諮問委員会である「報酬委員会」を設置しております。取締役2名（社外取締役1名及び社内取締役1名）及び社外監査役1名の3名によって構成され、社外取締役が委員長を務めております。報酬委員会においては

- ・透明性の高い報酬決定プロセスの構築
- ・役員報酬水準の妥当性確認
- ・個別の役員報酬案の検討

を進めており、役員報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査役と会計監査人の連携状況＞

当社は会計監査を担う会計監査人として、興亜監査法人と監査契約を締結しております。監査計画については、会計監査人より監査役全員が報告を受け、内容の質疑応答を行っております。また、中間・期末監査時には必要に応じ監査講評に立会うほか、棚卸監査及び現物監査の往査時に立会いを実施しております。監査法人来社時には積極的に意見および情報の交換を行い効率的な監査を実施するよう努めております。

＜監査役と内部監査部門の連携状況＞

監査役は期首に内部監査計画を受領し、監査役監査計画を内部監査室へ提供しており、相互に効率的な監査を実施するよう努めております。監査役は内部監査の結果について、その都度、報告を受け、必要に応じて調査を求めることとしております。また、監査役監査の結果についてはその指摘事項のフォローを内部監査室が行っており、その結果について報告を受けております。定期的な会合は月1回実施し、情報交換等を行い問題点の把握と共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水 照雄	他の会社の出身者										△			
熊谷 輝美	他の会社の出身者													
邨山 昌弘	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 照雄		—	取引先金融機関である横浜銀行及び関連法人である財団法人はまぎん産業文化振興財団の出身者であり、長年にわたり金融業及び産業文化振興事業に携わった豊富な経験と知識に基づいて、経営者の職務遂行の妥当性を客観的且つ中立的に監視できると判断し、選任しております。
熊谷 輝美	○	—	公認会計士として財務及び会計に精通し、高い識見と幅広い経験を有することから当社の社外監査役に適任であると判断し、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したため、同氏を独立役員に指定いたしました。
邨山 昌弘		—	取引先金融機関であるさがみ信用金庫の出身者であり、長年にわたり金融業に携わった豊富な経験と知識に基づいて、経営者の職務遂行の妥当性を客観的且つ中立的に監視できると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社では2018年3月29日開催の第39期定時株主総会の決議を以て、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。
当社取締役に対し譲渡制限付株式を割り当て、当社株式を保有させることで当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役(社外取締役を除きます。)と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入したものであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年12月期において支払われた取締役及び監査役の報酬は以下のとおりであります。
取締役5名 37,077千円 (うち社外取締役 1名 4,800千円)
監査役3名 13,380千円 (うち社外監査役 3名 13,380千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬に関しては、下記の基本方針に基づいたうえで、報酬委員会における諮問を経て、取締役会で決議しております。

[取締役の報酬の基本方針]

- ・優秀な経営人材を確保できるためのインセンティブ足りうるものであること。
- ・短期的な成果のみならず中長期的な企業価値向上を目指すための動機づけとなりうるものであること。
- ・同業他社及び他業種同規模他社との比較並びに従業員の処遇水準を勘案したうえで、妥当な水準であること。
- ・多様なステークホルダーへの説明責任を踏まえて、合理性及び透明性のある報酬制度であること。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

担当部署の管理部グループ経営企画室がサポートに当たっております。
非常勤の社外取締役及び社外監査役に対して、事前に経営会議及び取締役会の会議資料を送付し、必要に応じ事前説明を実施しております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
津川 善夫	名誉会長	当社経営及び業務全般に係る助言及び提言	非常勤 報酬あり	2012/03/28	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[業務執行、監査・監督に係る事項]

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されており、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針や事業計画など重要事項の審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行を監督しております。取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成され、監査役間の情報交換を緊密に行うよう努めております。監査役会は毎月1回定期的に開催され、監査方針及び監査計画の策定、監査役監査調査書の報告等、監査役監査に関わる事項を監査役間で議論し、監査の精度向上に努めております。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、業務内容の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を通じて当社の職務執行状況を常に監査できる体制となっております。

なお、会計監査人として興亜監査法人を選任しており、定期的な監査のほか会計上随時確認を行う等、適正な会計処理に努めております。その他必要に応じて顧問弁護士及び顧問税理士に助言を求め、健全な企業活動の運営を図っております。

[指名、報酬決定等の機能に係る事項]

当社では透明性の高い取締役報酬の決定プロセスを目的として、任意の諮問委員会である「報酬委員会」を設置しております。

報酬委員会においては

- ・透明性の高い報酬決定プロセスの構築
- ・役員報酬水準の妥当性確認
- ・個別の役員報酬案の検討

を進めており、役員報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任することにより、多角的な視点からの意見・提言により、外部の視点を取り入れ、経営に活かしております。また、社外監査役による取締役の職務執行に対する監査機能により、職務執行に対してガバナンスが機能されることから現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第42期定時株主総会の招集通知は、法定期日より2営業日前に発送いたしました。加えて、当社HP及び東京証券取引所Webサイトにおいて法定期日より6営業日前に早期開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け決算説明会を通期に1度開催しており、代表取締役社長及び開示担当役員が出席し、決算概要・業績見通し等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、財務ハイライト、IRライブラリー（プレスリリース、決算情報）、株価情報、IRカレンダー等の情報を掲載し、タイムリーディスクロージャーに向け積極的に取り組んでおります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部グループ経営企画室をIR担当部署としております。	
その他	個人投資家向け会社説明会を不定期的に開催しており、代表取締役社長及び開示担当役員が出席し、会社概要・当社の取組み等について説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社社内規程の「行動規範」「コンプライアンス・マニュアル」において、株主や取引先等のステークホルダーの立場の尊重について規定しており、全社員に対して当該規程の周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループではISO14001環境マネジメントシステムを取得しており、積極的に環境保全活動を展開して行き、環境にやさしい企業(エコ・カンパニー)を目指してまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループ（当社並びに子会社である株式会社オーバルテック、ソタシステム株式会社及び株式会社アズマ）は、社会的責任を果たす持続企業であり続けるために、株主や取引先等のステークホルダーをはじめとする社会への貢献と、法令遵守の徹底、適正な利益の追求、経営の透明性と健全性の確保を通じて、社会的信頼を持続していくことを主眼に企業統治を行っております。

このような理念のもと、当社グループでは、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の規定に従い、次のとおり当社グループの「内部統制システム構築の基本方針」を決定し、更なる企業価値の向上を図っております。

1. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の関係会社は、子会社である株式会社オーバルテック、ソタシステム株式会社及び株式会社アズマの3社であります。

株式会社オーバルテックにつきましては、当社の取締役、監査役及び使用人が当該子会社の非常勤取締役及び監査役を兼務し、また、ソタシステム株式会社につきましては、当社の取締役及び使用人が当該子会社の非常勤取締役及び監査役を兼務することで企業集団の統制を図り、業務の適正を確保しております。また、当社の取締役会、経営会議及びその他の重要な会議において子会社の取締役等より業務執行の状況を報告しており、加えて、損失の危険の管理等については当社の規程を準用することにより、当社と一体的に管理しております。

また、第42期（2020年12月期）に吸収分割した株式会社アズマにつきましては、当社の取締役及び常勤監査役が当該子会社の非常勤取締役及び監査役を兼務することで、企業集団の統制を図っておりますが、今後引き続き内部統制システムに関する体制の整備を進めることにより、業務の適正の確保を図ってまいります。

2. 当社及び子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社会的信頼を持続し、社会的責任を果たす持続企業であり続けるために、コンプライアンスの徹底が経営の重要課題であると認識しております。当社グループでは、このような考えのもと、コンプライアンスにおける当社グループ全役職員の行動基準として「行動規範」を定め、当該規範の啓蒙と継続的な教育により、当社グループ全役職員が高い倫理観に基づいて行動し、公正且つ透明性の高い経営体制を確立していくことを目指しております。

(1)「コンプライアンスマニュアル」の制定

コンプライアンスにおける当社グループ全役職員の行動基準となる「行動規範」をもとに、業務執行に係る具体的な行動指針として「コンプライアンスマニュアル」を制定しており、当社及び子会社の取締役会の適正な運営をはじめ、社内規程の遵守による相互牽制機能の十分な発揮と、継続的な社員教育の徹底によって法令遵守体制を確立しております。

(2)実効性の高い内部監査の実施

当社グループは、法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、社長直轄の組織である内部監査室を設置しております。内部監査室は、各業務が法令及び定められた社内規程に従って、適正且つ合理的に執行されていることを定期的に監査し、その結果を代表取締役社長へ報告するとともに、問題がある事項については、速やかに改善をするよう各部署へ指示しております。また、当社の内部監査室が定期的実施する内部監査により、子会社の業務が「関係会社管理規程」及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保しております。

(3)内部通報制度の整備

当社グループは、コンプライアンスに関する相談又は不正行為等の通報の受け皿として内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るため、「内部通報規程」を制定しております。内部通報制度の適切な運用を通じて、コンプライアンスに係る情報を、全役職員から広く収集いたします。

(4)反社会的勢力との関係遮断

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断は企業に課された重要な使命であると認識しており、「コンプライアンスマニュアル」において、対応部署及び対応方法を具体的に定め、反社会的勢力による被害を未然に防ぐとともに、組織として毅然たる態度で対処する姿勢を示しております。また、営業活動等で収集した情報をデータベース化し、それを活用することにより、反社会的勢力との接触を事前に防止する体制を構築しております。

3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び経営会議等重要な会議の議事録並びに稟議書等、当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る文書及び情報については、文書の取扱い（作成、保存及び廃棄等）について定めた「文書管理規程」並びに重要情報の取扱いについて定めた「内部情報管理規程」及び「社内情報管理システム運用規程」に基づき、適切に保存及び管理しております。また、当社及び子会社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できることとしております。

経営に関する重要情報について、閲覧権限を明確化し、さらにそれを周知徹底するとともに、重要情報の取扱いに関する当社グループ全役職員への経常的な教育を実施し、情報管理体制を強化しております。

4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、適切な職務権限の委譲のもと、各役職員の責任の範囲内で日々の事業履行に伴うリスク管理を行っており、その範囲を超えるものについては、稟議書、その他重要性に応じた会議体での検討及び承認のプロセスを経ることでリスク管理の適切性を確保しております。この他に、当社グループに損害を及ぼす様々なリスクについて、リスクに対する具体的な対処方法及び管理の体制等について定めた「リスク管理規程」を制定し、当該規程に沿って適切なリスク管理体制を整備しております。また、事前に識別、分析、評価及び予防措置を検討するため、「リスク管理委員会」を設置しております。

加えて、緊急時、当社グループに損害又は損失等が発生しつつある状況においては、その状況からすみやかに脱却することを目的として、「危機管理本部」を設置いたします。

また、地震等の大規模災害により緊急事態に陥った際、業務の早期回復を行うため、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（BCP）」を策定しております。

(1)予防的なリスク管理の体制

「リスク管理委員会」は、各部署に係るリスクを事前に識別、分析及び評価のうえ、その予防措置を検討しております。取締役会において当該検討結果の報告を行うこととし、取締役会は具体的な対処を各部署に指示するとともに、その進捗を管理しております。また、定期的なリスクの見直しを実施することにより、リスク管理の実効性を確保しております。

(2)緊急時の体制

当社グループに損害又は損失等が発生しつつある状況においては、その緊急性及び重要性を考慮した上で、当社の代表取締役社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損失の極小化に努めるものといたします。

「危機管理本部」は、その職務を行うために各部門に対して必要な指示又は命令を行い、それを受けた役員及び部門は、当該指示又は命令に従って、その職務遂行のプロセスおよび結果について、迅速且つ適切に危機管理本部に報告をする体制としております。また、事案の対処終了後は経営会議にて報告するものといたします。

5. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、取締役会を毎月開催するほか、迅速な経営判断を促し、経営効率を向上させるため、当社及び子会社の取締役、監査役及び各部関係者が出席する経営会議に加えて、事業環境の急速な変化に対応すべく、第42期(2020年12月期)より事業戦略会議を新設し、毎月定期的に(必要な場合は随時)開催するものといたします。これらの会議体において、取締役会付議事項の事前審議並びに経営課題全般及びリスク管理に係る事項を検討し、適切な運営を図ってまいります。

(1)経営状態の管理

当社グループは、現在及び将来の事業環境を踏まえ、中期的な経営指標となる中期経営計画を策定しております。この中期経営計画に基づいて、各部署は計画達成に向けた具体策を立案及び実行し、その進捗状況を事業戦略会議、経営会議及び取締役会に対して定期的に報告するものといたします。また、年度予算を当該中期経営計画達成のための重要なマイルストーンとして位置づけており、事業戦略会議、経営会議及び取締役会において年度予算の達成状況を管理することにより、業務執行を適切に監督いたします。

(2)業務執行の管理

「業務分掌規程」、「職務権限規程」及びその他の社内規程に基づき、当社グループ全役職員の業務分担及び権限を明確に分別し、適正な管理水準を維持できる体制としております。

また、重要な案件については、稟議書又はその他重要性に応じた会議体での検討及び承認のプロセスを経ることにより、効率性と網羅性の双方を高い水準で確保しております。

6. 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、当社及び子会社の監査役の職務を補助すべき使用人は専任ではありませんが、監査役からの求めに応じて職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定することといたします。監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令に従うものとし、そのことを当社及び子会社の取締役及び使用人に周知することで、監査役の指示の実効性を確保するものといたします。

また、前述の使用人の任命、解任、評価、人事異動、懲戒及び賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものといたします。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の監査役は、当社及び子会社の取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席するほか、当社及び子会社の取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。また、当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき又はその他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役に報告するものといたします。なお、当社及び子会社の取締役及び使用人が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないよう保護する旨を、「内部通報規程」にて定めております。

当該報告体制に関する実効性を確保するため、「監査役会規程」及び監査役監査基準に基づいて、(1)監査役が出席すべき会議 (2)監査役に議事録を送付し閲覧に供すべき会議 (3)監査役に定例的に又は随時報告すべき事項を明確に定め、当社及び子会社の取締役に対して周知いたします。

8. 当社及び子会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当該方針は特に定めておりませんが、当社及び子会社の監査役の職務の執行について生じた費用は、取締役の職務の執行について生じた費用と同様に処理しております。

9. その他当社及び子会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的な報告会を開催し、積極的に意見及び情報の交換を行い、効果的な監査を実施するよう努めております。また当社及び子会社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役社長と定期的に会合をもち、当社の代表取締役社長の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、当社及び子会社の監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換し、当社の代表取締役社長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。

10. 財務報告の信頼性確保のための体制

当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び適正な財務諸表の作成のため、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を定め、当社の代表取締役社長の指示のもと内部統制システムを構築しております。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるように評価及び是正を行ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断は企業に課された重要な使命であると認識しており、「コンプライアンスマニュアル」において、対応部署及び対応方法を具体的に定め、反社会的勢力による被害を未然に防ぐとともに、組織として毅然たる態度で対処する姿勢を示しております。また、営業活動等で収集した情報をデータベース化し、それを活用することにより、反社会的勢力との接触を事前に防止する体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

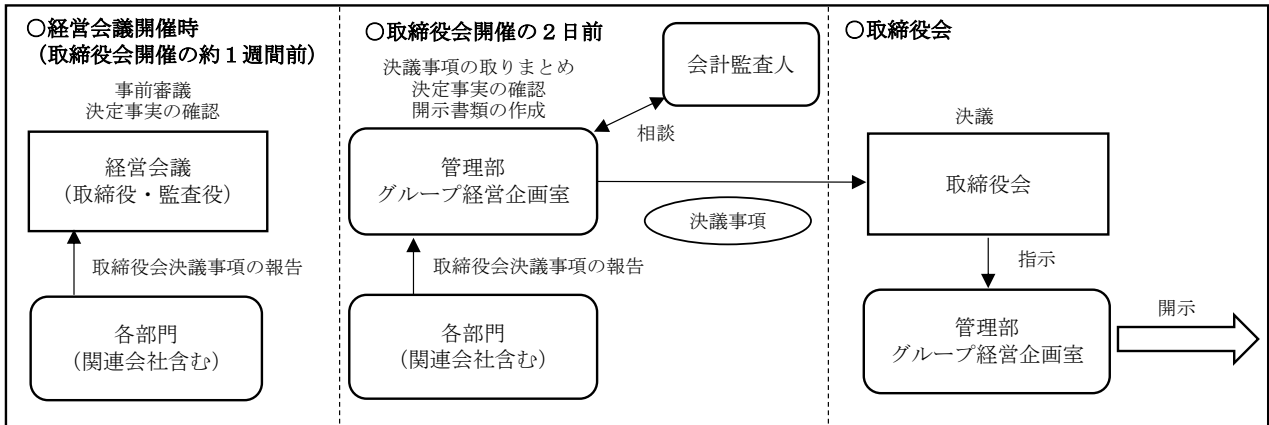
――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

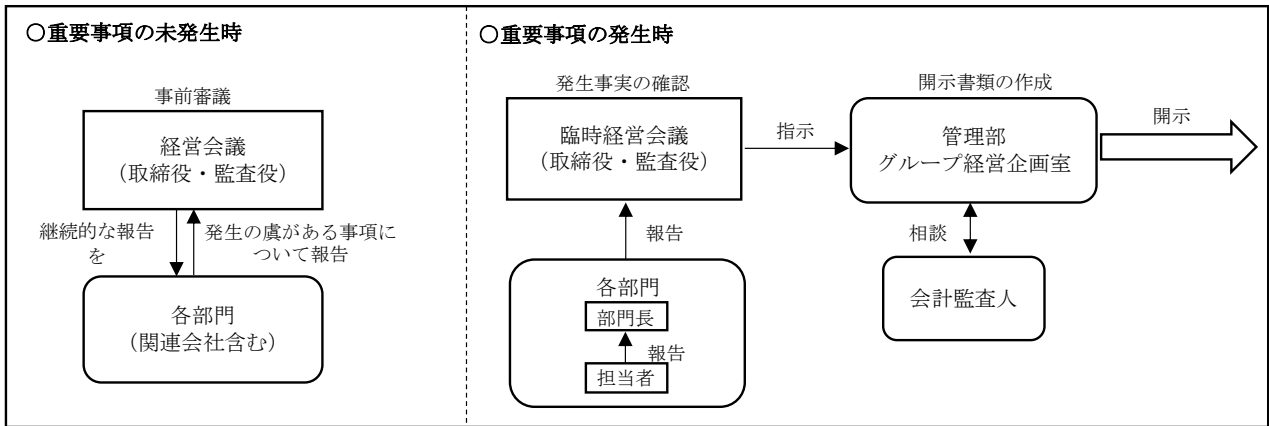
――

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

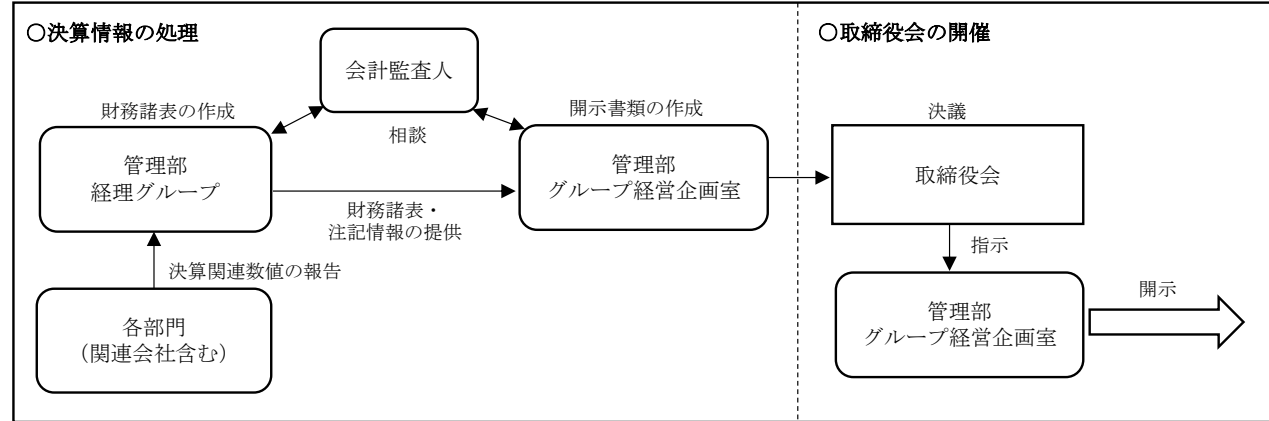
1. 決定事実に関する組織及び開示プロセス



2. 発生事実に関する組織及び開示プロセス



3. 決算情報に関する組織及び開示プロセス



コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、下記のとおりです。

